

R22小雀浄水場廃止に伴う取水形態の変更については、実際に申請を行うのはR21頃であるが、管路等整備工事にはR9年度に着手する必要がある。そのため、R8までに水利使用の方向性について事前に協議を行ったうえで工事に着手する。

R33の寒川第3浄水場廃止に伴い、企業団の事業変更認可が必要な場合、事業認可には取水の確実性が求められるため、R22までに水利使用の方向性について事前に協議を行ったうえで、R23年度から綾瀬浄水場増強工事に着手する。

